

平成28年大網白里市議会第4回定例会総務常任委員会会議録

日時 平成28年12月13日（火曜日）午後1時開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

|      |     |       |      |
|------|-----|-------|------|
| 山田繁子 | 委員長 | 佐久間久良 | 副委員長 |
| 小倉利昭 | 委員  | 北田宏彦  | 委員   |
| 花澤房義 | 委員  | 黒須俊隆  | 委員   |

出席説明員

|                 |      |                  |      |
|-----------------|------|------------------|------|
| 財政課長            | 石川晋一 | 財政課主査<br>兼財政班長   | 森川裕之 |
| 財政課副主査          | 猪野一洋 |                  |      |
| 安全対策課長          | 石川達秀 | 安全対策課<br>副課長     | 鵜澤康治 |
| 税務課長            | 板倉洋和 | 税務課副課長<br>兼資産税班長 | 飯高謙一 |
| 税務課主査<br>兼市民税班長 | 内山悟  |                  |      |

事務局職員出席者

|        |       |     |      |
|--------|-------|-----|------|
| 議会事務局長 | 秋本勝則  | 副主幹 | 石井繁治 |
| 書記     | 安井與志秀 |     |      |

## 議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 付託議案の審査について

- ・議案第 1号 平成28年度大網白里市一般会計補正予算
- ・議案第 2号 平成28年度大網白里市土地取得事業特別会計補正予算
- ・議案第 4号 大網白里市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第 5号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第4 その他

第5 閉会

---

◎開会の宣告

○副委員長（佐久間久良副委員長） 皆さん、どうもご苦労さまです。

定刻になりました。ただいまより総務常任委員会を始めさせていただきます。

（午後 1時00分）

---

◎委員長挨拶

○副委員長（佐久間久良副委員長） それでは、委員長、ご挨拶、お願いします。

○委員長（山田繁子委員長） 皆様、ご苦労さまでございます。

それでは、慎重審議に皆さんのご意見をいただきながら、審査に入っていきますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

傍聴者は今回はいないということですので、このメンバーで行っていきますので、よろしくお願いします。

○副委員長（佐久間久良副委員長） それでは、委員長のもと、協議事項に入りたいと思います。委員長、お願いします。

○委員長（山田繁子委員長） 本日の出席委員数は6名でございます。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

---

◎議案第1号 平成28年度大網白里市一般会計補正予算

◎議案第2号 平成28年度大網白里市土地取得特別会計補正予算

◎議案第4号 大網白里市市税条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第5号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（山田繁子委員長） それでは、当常任委員会に付託となっております議案第1号 平成28年度大網白里市一般会計補正予算、議案第2号 平成28年度大網白里市土地取得事業特別会計補正予算、議案第4号 大網白里市市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、財政課を入室させてください。

(財政課 入室)

○委員長(山田繁子委員長) 財政課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となっております議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。時間の関係もございますので、簡潔をお願いいたします。なお、説明終了後に各委員から質問等があった際には、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えいただきたいと思います。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第1号及び議案第2号の説明をお願いいたします。

○石川晋一財政課長 財政課でございます。課長の石川です。

それから、財政班長の森川でございます。担当の猪野でございます。

それでは、ご説明させていただきます。

12月補正予算の概要をごらんいただきたいと思います。

最初に、議案の第1号一般会計補正予算について申し上げます。

補正額といたしましては、4億5,838万8,000円の増額になります。

まず、1項目めからご説明申し上げます。

これは台風9号等によりまして、被災した農業者への支援費用ということで、2億5,201万1,000円を追加するものです。そのうち①として、経営体育成支援事業補助金2億5,200万円となります。これは国が今年の夏の台風で被災しました農業ハウス等の再建や修繕に向けた緊急支援事業の実施を決定しましたことから、本市としましても、この制度に基づき被災農業者に対して再建等に必要な費用に対して助成を行うとするものです。

助成の負担割合としては、国が10分の3、県が10分の2、これに市が10分の2を上乗せしまして、全体で10分の7を助成しようとするものです。

次に、②ですが、農業災害対策資金利子補給補助金ということで、1万1,000円を計上しております。これは被災農業者が農業対策資金を借り入れて農業施設の復旧等を行った場合、その利子補給を行うというものです。まだ額は小さいんですけども、これは今年の12月までに借り入れた資金を対象としておりますので、今回についてはこの額で計上させていただきます。

次に、項目の2、臨時福祉給付金事業ということで、1億6,065万7,000円を計上しております。これは国の補正予算にかかわる事業でございますが、個人消費を底上げし、景気を下支えするという経済対策の観点から、低所得者に対し1万5,000円を支給するものです。

次に、項目の3番目になります。

公園遊具の更新、改修費用ということで、1,766万7,000円を計上しております。公園遊具の点検結果に基づきまして、緊急に更新、改修を行うものでございます。

続きまして、項目の4、災害対策事業として700万円を増額するものです。これは津波避難タワーについて、より円滑な避難を可能とするために、道路に接道した隣接地、北側と南側両方ですが、これの用地を約400平方メートル取得しまして、敷地の拡張を行おうとするものでございます。

次に、項目の5、デジタル博物館の整備費として88万円の追加になります。これは平成28年度、本年度から30年度までの3カ年継続事業ということで行うものでございますが、インターネットを活用してデジタル博物館システムを構築しまして、より多くの方に本市の貴重な文化財を公開することによりまして、文化の振興を図ろうとするものです。総事業費のうちの約9割にあたります2,120万円が図書館振興財団からの交付金をいただけるということになりましたので、このたび予算化をさせていただきました。

次に、繰越明許費の設定でございますが、事業期間が翌年度にわたると見込まれる事業について設定しようとするものです。

それから、債務負担行為になりますが、これは翌年度当初から直ちに業務を開始するために、本年度中に業者選定や契約等を行う必要がある業務などについて、債務負担行為を設定しようとするものです。

次に、議案の第2号 土地取得事業特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。内容は繰越明許費の設定となります。

増穂保育所隣接地に計画しております児童福祉施設につきまして、農地転用及び開発許可の手續に時間を要しまして、用地造成工事の年度内完了は困難と見込まれますことから、繰越明許費を設定しようとするものでございます。この児童福祉施設の整備に向けて現在、施設の設計、それから諸手續を進めていくところでございますけれども、原因となっておりました農地転用、それから開発許可につきましては、12月12日、昨日ですが、許可を受けることができました。このたびの予算をご承認いただきましたら、早々に工事の発注手續に入ってまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山田繁子委員長） ただいま説明がありました。議案第1号及び議案第2号について、ご質問等があればお願いいたします。

小倉委員。

○小倉利昭委員 1の被災農業者への支援というところですが、課長の今の話でわかりましたが、被災の主なもの、ハウスとか温室とか倉庫とか、そういうものだと思いますが、どういものが被害を受けているのか。何件の農家から申し出てますか、申告があったのは、そのへんちょっと教えてください。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川晋一財政課長 被災施設の種類ですけれども、まずハウスですね。鉄骨及びパイプハウス両方あるんですけれども、それが約200棟ということです。それから、農業用の倉庫が25棟、それから畜舎が2棟というふうに聞いております。

それから、被害戸数ですけれども、全体で139戸というふうに聞いております。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 今の農業被害の認定方法というのは、どうやって認定するんですか。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川晋一財政課長 これは産業振興課のほうで、直接各農家から現在聞き取りをしております。被害状況を確認した上で、その状況を適切に判断して認定していくような形になるかと思えます。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 被害額が3億6,000万で、これ2億5,000万ですか。ということは、その被害に対して何割の助成という、そういう形になるんですか。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川晋一財政課長 そうですね、10分の7、70パーセントの補助ということなので、残りの30パーセントは自己負担ということになります。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 この説明資料概要の4番なんですけれども、津波避難タワーの隣接地を買うということなんですけれども、この隣接地の地権者は一体誰なのか。あと、買収方法どのようなものなのか、お答えください。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川晋一財政課長 すみません、この4番、災害対策事業につきましては、担当課の同席をお願いしたいと思います。

○委員長（山田繁子委員長） 担当課を入室させてください。

（安全対策課 入室）

○委員長（山田繁子委員長） 安全対策課の皆様、ご苦労さまです。

それでは、課長、自己紹介してから説明に入ってください。

○石川達秀安全対策課長 安全対策課と申します。

こちら副課長の鶴澤でございます。私、課長の石川と申します。よろしくお願ひいたします。

ご質問の地権者の氏名ということでございますが、大網白里市四天木乙の……………様、地権者は1名でございます。

購入方法については、土地については、その地権者のほうから契約に基づきまして購入すると。土地の価格については、現在、不動産鑑定をしておりますが、まだ出ておりませんが、その不動産価格をもって購入する予定であります。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 この700万というのは、最大700万円ということと考えていいんですか、最高というのか。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川達秀安全対策課長 この700万円の内訳なんですけれども、土地購入費が500万、補償費が200万ということで、いずれも上限というふうに考えています。

（「500万と何が200万」と呼ぶ者あり）

補償費ですね。

（「補償費」と呼ぶ者あり）

工作物等がございますので、そのへんの補償費。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 不動産鑑定しているということなので、これ以上余り深くは言いませんけれども、何かほとんど私も何度も見に行っていますけれども、ほとんどただ同然の土地だと思いますから、そういう意味では、10倍とか100倍ぐらい高いんじゃないかと私は思うんですけれどもね。それは私の考えで、これ以上水かけ論になるので終わりますが。

もともとその市有地だけでやる計画で、この区域図というのが、議案のほうに添付されていますよね。これを見る限り、私も現地も見ましたけれども、この避難道路と指定されている、この道路を海岸側から上がってきて入るわけですね。全く問題ないと思うわけですよ。

ね。全く問題ないから、そもそも津波避難タワーをつくったんじゃないかと思いますが、何か問題があるんですか。この隣接地を買わないと実はスムーズに避難できないことが判明したとか、何かそういう円滑に避難ができない、そういう理由でもあるんですか。

○委員長（山田繁子委員長） 石川安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 この経緯についてご説明申し上げます。

今回の津波避難タワーの整備にあたりましては、地元への説明を行った際に、地元からは非常時だけでなく、日常的に使用できる施設としてほしいといった意見もございまして、また市有地を含む隣接地の所有者から、条件次第で隣接地を市に譲渡してもよいというような意向が示された状況でございます。これについては、あくまでも設計を進めていく上で、工事のほうの発注をして、地元の説明会等を行った際に、そういったご意見等もいただいたということで、当初からの計画の中には含まれていない部分がございます。

市としましては、そういったご意向を受けまして、市の内部で検討した結果、この土地を購入することによって南北の両方向から避難ルートが確保されることや、より一層円滑な避難行動が可能になると。そういったことから交渉のほうを進めていきたいというふうに考えております。

完成後、目標としては来年の3月に完成をする予定で今進めておりますけれども、地元住民に日常的に使用されて親んでもらうような、そういった施設として緊急時の避難行動にも有効であるということを考えまして、整備のほうを進めていきたいというふうに考えております。

そういったことによりまして、本来のタワーですとか、近隣では日常的に使えないような施設というのがほとんどになっているかと思えます、この近隣はですね。私どものタワーにつきましては、ふだんも使っていただきながら、平日頃から避難の行動を具体的に体験していただくとか、そういうことによって非常時に有効に避難していただく。それとあわせまして、隣接地を購入することによって、その避難の仕方が今南側に4メートルほどの幅しか道路に接道していませんので、それを広げることによって、いろんな方向から避難できると、そういうことが有効だというふうに私どもは検討した結果でございます。

したがいまして、これらについては今後、用地交渉を個別に今度は進めていくわけなんですけれども、その進捗状況によって、出来るかぎり年度内に今の計画で完了させたいと、そういう意向でございます。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。



○黒須俊隆委員 4メートル南側があれば十分だと私は思うんですね。そういう意味では、どうしても北側に欲しいんだったら、北側もやっぱり4メートルだけを、その条件次第というから、そういう意味で地権者に対して、地権者から足元見られてそういう交渉しているんでしょう、そういうことですか、そう考えていいんですか。全部だったら売ってもいいよと、そういう話でしょう。

○委員長（山田繁子委員長） 石川安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 この土地については、図面を見ていただくとわかるんですが、南北の土地と西側にある土地が一つの土地でございまして、その一部を今回南北に隣接しているところを私どものほうでご協力いただくという形になってございます。したがって、地権者のそういった面というところは、私どものほうで必要な部分だけを協力いただくという形でお話をさせていただいているところでございます。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 公園としての整備計画は基本的に何も考えていないという、そういう話が議案7号の時に課長からお話があったとおり、そういう意味では、何に使っていいかも全くわからない土地を購入するということは、これは明らかに地方財政法違反、4条1項違反、間違いないので、これは私は明確に反対すると申し上げて、次の質問ですが、5番、デジタル博物館、全部で2,390万の、今回88万しか、来年がほぼ主な事業が実際のものということとで考えていいですか。

具体的に何にこの2,000万もかかるんですか。ちょっと写真を立体的に例えば撮るのでお金がかかるとか、具体的にどんなものなんですか。

（安全対策課 退室）

○委員長（山田繁子委員長） 石川財政課長。

○石川晋一財政課長 具体的な作業を申し上げますと、29年度、30年度の中でやる事業の内容ですけれども、まず古文書等の書籍のデジタル化ですね。それから、もう一つは埋蔵文化財。それから、民俗資料。それから、市にあります歴史資料。あと収蔵している美術品、こういったものをデジタル化していくという作業になります。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 デジタル化する点数が相当多いから、これだけお金がかかる、そう考えていいですか。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川晋一財政課長 点数も多いですし、ただ写真を撮るだけではなくて、立体的な画像を作成するということですので、かなり手間はかかるということを聞いております。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 例えば普通の文章の資料とか、そういうのは立体的に撮ったりはしないんだと思うんですよね。そのままのデジタル化だと思えるんですけども、具体的にそういう3Dなのか何か、どういう何という用語なのかわからないんですけども、その立体的なそういうものの処理をするものというのは何点ぐらいあるんですか。

○委員長（山田繁子委員長） 石川課長。

○石川晋一財政課長 すみません、今ちょっと件数までは把握していないんですが、後から提出させるようにしますけれども。

（「後でも何でもいいですけども」と呼ぶ者あり）

後ほど、わかりました。

○委員長（山田繁子委員長） お願いします。

（「以上で結構です」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

北田委員。

○北田宏彦委員 私のほうからは、4番、災害対策事業の中の、安全対策課帰ったけども、課長のほうでわかる範囲で、不動産鑑定、今依頼しているということなんだけれども、この係る不動産鑑定費用はお幾らか。

（「ちょっと今調べさせていただきます」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） 森川主査。

○森川裕之財政課主査兼財政班長 不動産鑑定料ですが、予算流用にて20万8,440円の予算を確保し執行いたしました。

○委員長（山田繁子委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 わかりました。

それから、あと2点ほど、デジタル博物館の整備なんですけど、総額で約2,390万ということなんですけど、これ3年継続事業ということで、それ以降についてはランニングコストはどれくらいかかるものなのか。維持管理だとか、修繕なのか、このシステムに対するランニングコストですね。幾らかかるのか。そして、そのランニングコストについては助成金

というものの取り出しというのは可能なかどうなのか。市の単費でやっていかなきゃいけないものなのか、ちょっとそのへんをお答えいただきたい。

○委員長（山田繁子委員長） はい。森川主査。

○森川裕之財政課主査兼財政班長 毎年のランニングコストでございますけれども、月額2万1,600円かかりますので、年額としましては25万9,200円でございます。こちらは市単独になりますので、ここに助成金は入りません。

○委員長（山田繁子委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 それから、もう一点、議案第2号はいいんだっけ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

繰越明許費の設定の中で、増穂保育所隣接地の児童福祉施設について、農地転用及び開発許可の手續に時間を要しということの原因として工事の着工が遅れる。着工が遅れば完了が年度内困難であるということは理解できるんだけど、具体的にその農地転用、あるいは開発許可の中で、具体的に何が遅れる原因となったのか、教えていただけますか。

○委員長（山田繁子委員長） 石川財政課長。

○石川晋一財政課長 この農地転用及び開発許可を申請する前段の手續として、土地収用法の認定が必要になります。当初、申請を4月末頃を予定していたんですけども、県のほうから、用地課のほうから環境影響評価というものを行う必要があるという指摘がありまして、希少動物の調査というのをやったんです。ただ、結果的にはなかったんですけども、その資料を作成するのに期間がかかりまして、実際に土地収用法の申請は6月の中旬になってしましまして、実態的にはそこが延びて土地収用法の認定も遅れて、農地転用、それから開発許可の申請も遅れてきたというような状況になっています。

○委員長（山田繁子委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 わかりました。

そうしたら今後、同様の収用法の手續踏むにあたっては、その環境アセスなのかな、これらの手續というのは十分念頭に入れた中で取り組んでいっていただくように、十分ご留意いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） それでは、よろしいですか、皆さん。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） 財政課の皆様、大変ご苦労さまでございました。

退席していただいて結構でございます。ご苦労さまでございました。

(財政課 退室)

○委員長(山田繁子委員長) 次に、税務課を入室させてください。

(税務課 入室)

○委員長(山田繁子委員長) 税務課の皆様、ご苦労さまでございます。

ただいまから当常任委員会に付託となっております議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。時間の関係もございますので、簡潔をお願いいたします。なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長のほうから職員の紹介をしていただきます。よろしく申し上げます。

○板倉洋和税務課長 それでは、職員の紹介をいたします。

一番私から左手におりますのが、市民税班長の内山でございます。私の左手におりますのが、副課長の飯高でございます。私、税務課長の板倉でございます。よろしく申し上げます。

では、失礼します。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

まず、議案第4号でございますが、これは外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴いまして、市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

改定の内容といたしましては、市民税の課税におきまして、台湾からの支払いを受ける利子及び配当について、現行総合課税で課税していたところを、分離課税で行うということに変更しようとするものでございます。

そして、もう一カ所が仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に改めると、文言を変えると、この2点でございます。

施行の期日は平成29年1月1日でございます。

なお、文言の変更につきましては、平成29年4月1日からになります。

主な改正内容につきましては、下のところ、現行と改正後を書いてございますとおり、税率が若干変わってくるということでございます。

続きまして、議案の第5号なんですが、この4号の改正を受けまして、国保税を算定するにあたりまして、総合課税であったときには何ら問題はなかったんですが、さきの改正で

分離課税にするということになりましたので、これを分離課税も含めて計算をするということに条文を改めるというような条例になってございます。

これも同様に施行の期日は平成29年1月1日という形になります。

簡単ですが、以上でございます。

○委員長（山田繁子委員長） ただいま説明がありましたが、議案第4号及び議案第5号についてご質問等があれば、お願いいたします。

北田委員。

○北田宏彦委員 租税条約の整備と法令の一部改正を原因として行うと思うんですが、本市でこれに該当する事例というか、ケースというのはあるんですかね。

○委員長（山田繁子委員長） 内山班長。

○内山 悟税務課主査兼市民税班長 今回の改正対象に、まず該当するものに限らず、平成27年分の申告で総合課税の利子所得のあったものが7件、配当所得のあったものが261件あります。このうち該当するものを確認するには、申告書を一件一件確認する必要がありますが、中には申告書に具体的な内容が記入されていない場合もございます。

利子所得の7件につきましては、申告書のほうを確認しましたところ、7件中2件が違うもので、残りの5件は内容が申告書に記入されていませんでしたので、該当するものがあるかどうかというのは、ちょっと判断が付きませんでした。

また、配当所得の261件については、ちょっと確認できておりませんが、今回の改正対象に該当するものはほとんどないものと考えております。

以上です。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

ほかにいかがですか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 これ台湾ということなわけで、国連に加盟しているような、その国との間では、もう既にこれと同じようになっているんですか。

○委員長（山田繁子委員長） 内山班長。

○内山 悟税務課主査兼市民税班長 租税条約を結んでいる国については、もう今回改正する概要と同じような取り扱いでされております。今回、台湾については、日本とは正式な国交がないわけで、租税条約を結べないことから、租税条約に相当する両国間の民間レベル

の取り決めがありまして、それを法律で国内法を整備するために、この法律が改正されまして、今回の条例改正につながっております。

以上です。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) ほかに。大丈夫ですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) それでは、税務課の皆さん、ご苦労さまでございました。

退席していただいて結構でございます。

(税務課 退室)

○委員長(山田繁子委員長) それでは、各議案について、これより取りまとめに入りたいと思います。

はじめに、各議案に対するご意見及び討論等ございますか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 先ほども申し上げましたが、災害対策事業については、そもそもが津波避難施設整備計画を全く取り違えて、国交省の平成23年度のガイドラインと24年度のガイドライン、具体的には津波避難ビルに対するガイドライン、津波避難タワーに対するガイドラインを全く市の当局者が取り違えたという、大変お粗末な、そういう内容の津波避難タワーで、そもそも津波避難タワー自体が過剰な設備なわけで、それをまた公園利用計画も何もない中で、その土地を緊急に購入しなければ何かいけないという理由もない中で700万もかけて購入するという形は、これは明らかに地方財政法に違反する、そういう無駄な支出であると私は考えますので、明確に反対したいと思います。

○委員長(山田繁子委員長) ほかに。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) ありませんか。

それでは、ただいまから付託議案に対する採決を行います。

はじめに、議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成総員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成総員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成総員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

それでは、その他のほうに入りたいと思います。

---

◎その他

○副委員長(佐久間久良副委員長) それでは、次にその他に入らせていただきます。

事務局から何かありますでしょうか。

○秋本勝則議会事務局長 ございません。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○副委員長(佐久間久良副委員長) 皆さん、ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○副委員長(佐久間久良副委員長) なければ。

---

◎閉会の宣告

○副委員長(佐久間久良副委員長) 皆さん、どうもご苦労さまでした。

ただいまをもちまして総務常任委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(午後 1時39分)